

広島県告示第三百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定によって、検査を次のとおり実施する。

平成二十年四月七日

広島県知事 藤田雄山

区 分	ブルセラ病	実施の目的	ブルセラ病撲滅のため	実施する 区域	県下全域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域内で飼育されている豚であつて、 家畜保健衛生所長の指定するもの	実施の期日	平成二〇年四月一〇日から 平成二一年三月三一まで	検査注射の別及びその方法	血清学的検査
病	トリコモナス病	撲滅のため	トリコモナス病撲滅のため	実施する 区域	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であつて、 家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	病原学的検査			